

単位価格表示に関する基準

＝昭和52年2月1日＝

＝兵庫県告示第186号＝

第1 対象事業者の範囲

単位価格表示を実施する事業者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 売場面積が300平方メートル以上の店舗において小売業を営んでいる者
- 2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき設立された農業協同組合で売場面積が100平方メートル以上の店舗を有するもの
- 3 消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された地域生活協同組合

第2 単位価格表示をすべき商品及び基準単位量は次の表のとおりとする。ただし、次の表の基準単位量にかかわらず、商品が、製造段階等において、他の単位で表示されている場合には、当該基準単位量で表示して差し支えないものとする。

| 品 目 | 基 準 単 位 量 | 品 目 | 基 準 単 位 量 |
|----------------|---------------------|------------------------------|---------------------|
| (日 用 品) | | 7 トマトケチャップ | 10又は100 (グラム) |
| 1 合成洗剤 | | 8 マヨネーズ | 10又は100 (グラム) |
| 台所用 | 10又は100 (ミリリットル) | 9 食 酢 | 10又は100 (ミリリットル) |
| 洗たく用 | 10又は100 (グラム) | 10 化学調味料 | 10又は100 (グラム) |
| 2 練り歯みがき | 10又は100 (グラム) | 11 純加-及び即席加- (調理済みのものを除く) | 10又は100 (グラム) |
| 3 シャンプー | 10又は100 (ミリリットル) | 12 サラダドレッシング | 10又は100 (グラム) |
| 4 ヘアーリンス | 10又は100 (ミリリットル) | 13 フレンチドレッシング | 10又は100 (ミリリットル) |
| 5 トイレtpーパー | 10 (メートル) | 14 インスタントコーヒー | 10又は100 (グラム) |
| 6 ちり紙 | 10(枚) | 15 コ コ ア | 10又は100 (グラム) |
| 7 粉石けん | 10又は100 (グラム) | 16 紅 茶 | 10又は100 (グラム) |
| 8 殺虫剤 | 10又は100 (ミリリットル) | 17 果実飲料 | 10又は100 (ミリリットル) |
| (加工食品) | | 18 清涼飲料水及びこれに類する飲料 | 10又は100 (ミリリットル) |
| 1 ハ ム | 10又は100 (グラム) | 19 食 用 油 | 10又は100 (グラム) |
| 2 ソーセージ | 10又は100 (グラム) | 20 は ち み つ | 10又は100 (グラム) |
| 3 インスタント粉末クリーム | 10又は100 (グラム) | 21 ジ ャ ム | 10又は100 (グラム) |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---------------------|----|---|---|---|------------------|---------------------|------------------|
| 4 | チ | ー | ズ | 10又は100 (グラム) | 22 | バ | タ | ー | 10又は100 (グラム) | | |
| 5 | 食 | 卓 | 塩 | 10又は100 (グラム) | 23 | マ | ー | ガ | リ | ン | 10又は100 (グラム) |
| 6 | ソ | ー | ス | 10又は100 (ミリリットル) | 24 | し | ょ | う | 油 | 10又は100 (ミリリットル) | |

第3 表示事項

単位価格表示の表示事項は、次のとおりとする。

- 1 商品名
- 2 内容量
- 3 販売価格
- 4 単位価格

第4 表示方法

事業者は、単位価格を消費者が見やすい方法及び箇所に表示しなければならない。

第5 算出方法

単位価格は、販売価格を内容量で除して得た有効数字3けたまで算出し（4けた目を四捨五入）第2の表の基準単位量を乗じて得た値とする。

昭和52年6月1日から適用